



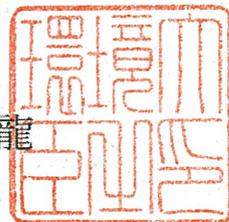
環保企発第 101215001 号

平成 22 年 12 月 15 日

チッソ株式会社

代表取締役会長 後藤舜吉 殿

環境大臣 松本 龍



水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法第 9 条に基づく事業再編計画の認可等について

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成 21 年法律第 81 号）第 9 条に基づき、貴社から 11 月 12 日に申請のあった事業再編計画について、認可する。

また、貴社の補償責任の完遂に向けて、継続的に貴社の個別補償協定の履行状況等を確認するため、同法第 15 条に基づき、決算、個別補償協定の履行、公的支援に係る借入金債務の返済、事業会社の設備投資及び雇用の状況について、年 2 回報告することを求める。

さらに、貴社が、認定患者の方々の福祉の向上、地域の経済の振興に関して、なお一層尽力するよう要請する。